

平成 23 年 7 月 27 日

研究室・部門 各位

信濃町キャンパス管財課

キャンパス部門における標本作製・検査委託の
支払い申請書類の変更について

平成 23 年度より慶應義塾全体で開始された、購入物品等の納品検収手続きの見直し・厳格化に伴い、信濃町キャンパスにおいては、各教室より外部業者に委託する標本等の作製および検体等の検査解析について、支払い申請書類を以下の通り変更致します。

記

1. 標本等の作製代について

これまでは支払願書および納品書のみ提出であったが、実際に物品が納入されることを鑑み、納入前に納品検収センターにて検収を受けることを必須とする。具体的には、納品書や作製標本明細等に検収印を受けるものとする。

2. 検体等の検査解析代について

これまでは支払願書および納品書のみ提出であったが、確認書類として新たに請求明細書あるいはそれに準ずる書類の添付を必要とする。必要な記載事項としては、検査解析の依頼日（見積日および発注日に該当）と報告日（実際の納品日に該当）および検査解析の内容（検査項目等）の具体表記とする。

開始日時：平成 23 年 8 月 1 日より

これらの変更について、主な依頼先である

三菱化学メディエンス(株)

(株)エスアールエル

の 2 社は了解済みであり、検収印の受印および確認書類の用意は管財課より依頼済みである。その他の業者への依頼が発生した場合、各教室より周知徹底をお願いしたい。

以上

本件問い合わせ先

信濃町キャンパス管財課

担当：島田（内線 64101）